

## ASEAN・EU 間の FTA の可能性に関する報告書

### ブリュッセル・センター

EUとASEAN諸国は 2005 年 4 月の経済閣僚レベルの会合で、両地域のFTAの可能性を含む将来の経済関係強化のための提言を行う調査を実施し、06 年 5 月にその成果を公表することを決めた。今般、その成果となるASEAN・EUビジョングループ報告書「繁栄の共有と持続のための地域間パートナーシップ」が発表され、ジェトロは欧州委員会通商総局の担当課長の許可のもと、同報告書を仮訳した。EUのアジアに対する初のFTAの取り組み、かつ地域間FTAの取り組みの準備状況として紹介する。



**ASEAN・EU ビジヨングループ報告書：**  
**繁栄の共有と持続のための地域間パートナーシップ**

2006年5月10日  
ハノイ（ベトナム）

## 目次

序章	4
第1章 ビジョングループの活動概要	5
第2章 ASEAN・EUの今後の経済関係へのビジョン： 繁栄の共有と持続のための 地域間パートナーシップ	7
第3章 ASEAN・EU自由貿易協定（FTA）	11
A. FTAの主な潜在的利点の要約	11
B. ASEAN・EU間FTA の交渉枠組み	16
第4章 ASEAN・EU経済協力	19
第5章 ビジョングループの勧告	25

## 序 章

『ASEAN・EU 経済パートナーシップに関するビジョングループ』は ASEAN 諸国経済相と EU 通商担当委員によって、2005 年 4 月 27 日に開催された第 6 回会議で設立された。ビジョングループは ASEAN・EU 自由貿易圏の創設の可能性と、ASEAN と EU 間の経済協力と連携を強化するためのその他の新たなイニシアチブを調査することを目的としている。ビジョングループ は計 5 回の会合を持った。

本報告書は 5 つの章で構成されている。ビジョングループの設立と任務に関する詳細については第 1 章に掲載されている。第 2 章では、ASEAN・EU 間のより緊密な経済パートナーシップに対する理論的根拠と、期待できる機会と恩恵について議論している。特に、発展水準の異なる経済間の自由化と協力をうまく混合することで、繁栄を相互に共有し持続させることができる可能性がある。

第 3 章には、定性的・定量的な、潜在的恩恵の概要と要約を示した。同章ではまた、ASEAN・EU間で自由貿易協定（以下、FTA<sup>1</sup>とする）に関する交渉を行う場合の枠組みの要素を掲載した。第 4 章は、ASEAN・EU経済協力の目標および原則について検証している。ここでは二者間の経済協力を強化・拡大すべき優先分野も提案している。

ビジョングループの勧告は第 5 章に掲載した。ASEAN・EU 間の経済パートナーシップの強化は 2 つの柱 すなわち WTO ルールに則った自由貿易協定と ASEAN・EU 経済協力の拡大 を基盤とすべきである。

---

<sup>1</sup> [訳注] Free Trade Agreement

## 第1章

### ビジョングループの活動概要

1.1 ASEAN経済相と欧州委員会通商担当委員は、2005年4月27日にベトナムで開催された第6回会議において『ASEAN・EU経済パートナーシップに関するビジョングループ』<sup>2</sup>（以下、「ビジョングループ」とする）を設立することを決定し、ASEAN・EU自由貿易圏<sup>3</sup>創設と両地域間の経済協力・連携を強化するためのその他の新たなイニシアチブの実現可能性を調査することを目的とするビジョングループへの代表者を、両者がそれぞれ指名することで合意した。さらに、ベトナムと欧州委員会が共同議長を務めるビジョングループが、2006年5月の第7回ASEAN・EU経済相会議に対してグループの結論と勧告を提出することを決定した。

1.2 ビジョングループの初回会合は2005年7月にベトナムで開催され、グループの活動の取決め文書について合意した。ビジョングループはまた、ASEAN・EU自由貿易圏の潜在的な効果と利益を評価するための定性・定量調査に対する取決め文書についても最終決定を行った。これら調査のコストは欧州委員会が負担し、調査の進捗報告と結果は今後の会合で発表されることとなった。さらに、ビジョングループの結論と勧告の提出の予定に合わせるため、今後の会合のスケジュールについても決定した。

1.3 第2回会合は2005年11月10～11日にブリュッセル（ベルギー）において開催された。グループの任務は自由貿易圏創設のためだけにとどまらないことから、会合では経済統合に関する主要問題について包括的かつ積極的な意見交換が行われた。ただ、正式に交渉に関する見解を採択したり、将来的な自由貿易圏創設に向けた他のアプローチの可能性を排除したりせずに協議を進めた。製品に対する関税、原産地規則、非関税障壁、サービスと投資、技術的貿易障壁、衛生植物検疫措置、貿易円滑化といった面について、EUおよびASEANが過去および現在のFTA交渉で採択したアプローチなどの議題が協議された。また、知的財産権や競争、政府調達、紛争解決に関する両者側の見解についても意見交換が行われた。さらに、前述の2つの調査について進捗報告が行われ、ASEAN事務局と欧州委員会が共同で、ビジョングループがASEAN・EU経済相に提出する報告書の

<sup>2</sup> [訳注] Vision Group on ASEAN-EU Economic Partnership

<sup>3</sup> [訳注] ASEAN-EU Free Trade Area

概略草案を第3回会合までに作成することを決定した。

1.4 バンコク（タイ）で2006年1月24～25日に開催された第3回会合では、定量調査の中間結果がコンサルタントによって発表され、その内容を検討した。調査の結果は比較的前向きなものとなされたが、2006年2月末に回覧される予定の第1回報告書に向け、さらなる作業と詳細説明が必要であると判断された。ビジョングループはまた、コンサルタントが提案した定性調査報告書の概略に対して数点の修正を加えることを提案した。その後、第2回会合の意見交換で議題に上がっていたいくつかの問題点について、継続的な協議が行われた。ここではASEAN・EU自由貿易圏の交渉を開始する場合の時期や、交渉の潜在的な構成についても検討された。さらに、ASEAN経済相および欧州委員会通商担当委員に提出する報告書の概略について最終的な決定が行われた。

1.5 第4回会合は2006年3月25～27日にクアラルンプール（マレーシア）で行われた。ここでは、それぞれのコンサルタントによって定量調査の初期結果と定性調査の開始報告が発表され、その内容が長時間にわたり検討されたほか、ASEAN・EU自由貿易圏の交渉枠組みの草案についても検討された。両者間の並行的かつ補完的なパートナーシップと経済協力の取り決めに関しては、一般原則と特定の分野・活動について詳細な協議が行われた。また、関連する作業プログラムの策定と優先的活動の実施が提案された。さらにビジョングループは、実施メカニズムに関する勧告についても協議した。最後に、提案されているASEAN経済相および欧州委員会通商担当委員への報告書の一部の章について、報告草案が作成された。

1.6 第5回会合は2006年5月10日にハノイ（ベトナム）で開催され、ASEAN・EU自由貿易圏の主な潜在的恩恵など、残されたすべての問題について総括協議した。また、今後のアクションに対する勧告が検討された後、2006年5月16日にフィリピンのボラカイ島で開催されるASEAN経済相・欧州委員会通商担当委員会議でビジョングループからASEAN経済相および欧州委員会通商担当委員に提出される報告書の内容を確定させた。

## 第 2 章

### ASEAN・EU の今後の経済関係へのビジョン： 繁栄の共有と持続のための地域間パートナーシップ

2.1 東南アジアと欧州の関係は 5 世紀以上前に遡る。浮き沈みを繰り返しながら、東南アジア諸国、欧州諸国の双方にとって有益な関係を築いてきた。ASEAN と EU の発展水準の間には依然として大きな格差が見られるだけでなく、それぞれの地域内でも加盟国間に格差がある。それでも、東南アジアは高成長を続けており、欧州など先進地域との格差を縮めてきている。東南アジアは貿易地域としても成熟し、パーム油から機械まで多様な製品を EU に輸出する一方で、EU からは様々な製品・サービスを輸入しており、2005 年では EU の 6 番目の貿易相手となっている。ASEAN にとって EU は非常に重要な市場でもある。EU25 カ国は 2004 年に ASEAN からの輸出全体の 14.4% を占め、ASEAN への輸入全体の 11.4% を占めた。両地域間のサービス貿易も相互に伸びている。さらに、投資フローについては、ASEAN・EU 間の不均衡性は残るものの、投資パートナーとして重要な位置付けにある。ASEAN 諸国のうち、シンガポール、マレーシア、タイについては EU への外国投資元国として重要性が高まっているものの、EU から見て ASEAN は主に投資先となっている。EU 加盟国から ASEAN には多額の外国投資が流入しており、25 カ国全体では ASEAN への最大の外国直接投資元となっている。

2.2 21 世紀に入り、ASEAN と EU の経済関係は拡大と改善の絶好の機会をもたらしている。人口 5 億 3,000 万人を擁する ASEAN では国民の所得は急上昇している。EU の人口は 4 億 5,000 万人だが、国民の所得はすでに高い水準にあるうえ、さらなる成長も期待されている。両地域の多様な経済構造には、生産高、資本力、人的資源、財・サービス貿易の点で補完性が見られることから、東南アジア諸国と欧州諸国は、近い将来は現在の貿易・投資の拡大が今後も継続するか、加速することさえ予想できる。EU は幅広い協力措置を通して東南アジアの開発プロセス統合を援助している。従って、両者の関係にとって、さしあたり深刻な脅威は見当たらない。ただし、自地域内や、周辺地域の環境、グローバル経済全体の中で起こっている絶え間ない変化には影響されていくだろう。

2.3 ASEAN・EU 間の貿易水準は依然として高いものではあるが、近年ではその成長率は停滞傾向を見せている。EU の財・サービス市場では、中国と香港が比較的重要な位

置を占めるようになった。ASEANにとっては、中国とインドの台頭もASEAN域外との貿易構造の地理的多様化につながっており、相対的に見るとEUとの貿易はやや減少することになった。EU加盟国からの外国直接投資残高は中国と香港に大きくシフトしており、EU主要加盟国の外国直接投資の全残高に占めるASEANの割合は低下してきている。ASEANとEUは、それぞれに地域貿易協定を結んでいるが、これらの協定にはこれまでのところ、お互いの地域は含まれていない。ASEANは中国と自由貿易協定を結んでいるほか、韓国、日本、CER<sup>4</sup>（オーストラリア・ニュージーランド間の経済協力緊密化協定）インドとも同様の協定を締結間近ないし交渉中である。これらの交渉が進められるかたわら、東南アジアと北東アジアを統合させる東アジア自由貿易圏の構想も進められている。EU側はメキシコおよびチリとの自由貿易協定を締結しているほか、MERCOSUR（メルコスール/南米南部共同市場）およびGCC<sup>5</sup>（湾岸協力会議）と交渉中である。ASEANとEUが個別に関与する自由貿易協定が急増していることから、近い将来に両地域が他地域と最恵国待遇（MFN<sup>6</sup>）の貿易を行うことによって、故意ではなくてもお互いを不利な立場に陥れかねない危険性がある。これに加え、ASEANとEUは新しい国際的な経済地勢という挑戦に立ち向かわなければならない。新技術と情報通信技術が世界どこでも利用可能になったことで、物理的距離の重要性とコストは低下している。三段階の自由化、すなわち一国内、地域内、多国・多地域間での自由化は、物理的距離の重要性とそのコストの低下に伴い、財、サービス、資本、人、情報がこれまでにないスピードと規模で国境を越えて流動している。

2.4 こういった変化を的確に視野に入れるには、過去の約 15 年におけるグローバル経済の再編が、冷戦の終焉でイデオロギー的に分裂した経済を生み出したように、この四半世紀の間に起こった劇的な政治的変化の必然的な結果であることを念頭に入れておく必要がある。このような重要な政治的変化の後には、貿易と投資パターンのシフトを伴う貿易と投資フローの増加が見込まれるものである。ASEAN・EU間の貿易・投資の相対的シェアがわずかに低下しているのは、主には正常化が起こったことを反映したものであり、警戒する理由にはならない。しかしながら、一連の巨大な変化は、政治家にとっては、新たな環境へと調整・適応する方法・手段を模索し、振り出しに戻る貴重な機会となる。

<sup>4</sup> [訳注] Closer Economic Relations

<sup>5</sup> [訳注] Gulf Cooperation Council

<sup>6</sup> [訳注] Most Favoured Nation



2.5 ASEAN および EU の内部、さらに広く東アジア、太平洋、欧州という地域の中で起こっている大きな変化を念頭に置き、ASEAN と EU は両地域の国民へのこれまでの寄与をさらに進めるべく、お互いとの経済関係を改めて計画する機会を捉えるべきである。新たな地域間パートナーシップの対象範囲は、最後発国でも地域間パートナーシップの恩恵を受けることができるよう、貿易・投資の自由化や統合、貿易・経済協力の多様な要素にバランスよく注意を払いながら、包括的なものとするべきである。このパートナーシップはまた、統合・協力措置の決定において野心的でなければならない。他の地域が EU と ASEAN に先駆けて、すでに果敢なイニシアチブをとっていることを考えると、高い野心を掲げることは不可欠である。産業界と投資家は、この新パートナーシップによって新たに実質的な利点が生まれることを期待すると思われるが、ASEAN・EU の両者が意義ある成果の達成を目指し献身し続けなければ、そういった結果は生じないだろう。ASEAN と EU は迅速に行動を起こさねばならない。新たなパートナーシップが遅れたり長期に延期されたりすれば、他の地域間・二国間イニシアチブに見劣りすることが危惧される。最後に、遵守コストが高いために貿易事業者や投資家が新パートナーシップの利点を最大限に活かさないという状況を回避するため、新パートナーシップはできるだけ対応が簡単で理解・実施しやすいものにするべきである。

2.6 数々の調査研究によって、ASEAN・EU間の実質的な自由貿易は相互に利益をもたらすものであることが分かっているが、関係国の性質が大きく異なるためにこういった利益が同等に分配されない可能性も指摘されている。野心的なイニシアチブによって相当の福利改善が見込まれている。また、生産への効果も規模が大きく、その結果、雇用にも大きな波及効果があると推定されている。開始時の特有の状況によっては、一部の国では他の国に比べて早期に恩恵が表れることが考えられる。生産高、貿易、投資の構造もまた、すべての国で変化がみられると思われる。新パートナーシップを立案する際には、ASEAN と EU の不均衡だけでなく、ASEAN 諸国間の不均衡も考慮に入れる必要がある。恩恵の分配をすべての加盟国に満足できるようなものにするためには、調和のとれた移行措置を合意すべきである。両地域の中でより進んだ先進国は、開発途上国よりも速い速度で財・サービス貿易を自由化する義務を果たすべきで、移行当初数年の間に関税・非関税措置を引き下げ・撤廃し、4 つの貿易形態<sup>7</sup>におけるサービス貿易を開放すべきである。一方で、開

<sup>7</sup> [ 訳注 ] WTOウルグアイ・ラウンド交渉最終時に合意された「サービスの貿易に関する一般協定 (General Agreement on Trade in Services / GATS)」の法的規律において、サービス貿易は以下の4つの形態に分類されている。越境取引(ある加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービス提供)、

発途上国に対しては、その責任をより時間をかけて段階的に取り込んでいけるよう、移行期間を先進国より長くし、また、EUのEBA<sup>8</sup>のような自主的な特惠貿易制度へのアクセスも継続して与えられるべきである。

2.7 自由化は持続可能な開発を共有するための条件として必須だが、それだけでは不十分である。自由化や統合から相互利益を達成するには、平等な立場での交渉が必要である。従って、新 ASEAN・EU パートナーシップには、開発途上国が新パートナーシップから自律的に恩恵を得られるようにすることを第一の目的とした協力プログラムを含むべきである。このような協力は特に、関税手続きの合理化や、技術的規則や製品規格への対応力強化、知的財産権の重要性認識と違反・濫用からの保護のための能力強化、企業合併の促進などの貿易・投資円滑化で構成されるものとなろう。これらの協力分野の多くは、ASEAN・EU 開発協力の傘下で、すでに長年、推進されてきている。今必要なのは開発途上国が統合の利益を活用し、産業界が新たな機会を最大限に利用できるようにするため、新たな重点を置くことである。既存の協力プログラムの一部には、この新たな環境の下でも引き続き妥当性を維持するものがあり、これらは拡充していくべきである。

2.8 世界全体とその経済、地域、国家はこれまで、21世紀初頭の今ほど自由貿易・投資の達成に近付いたことは一度もない。現存体制の既得権者が世界経済の統合を鈍化させたり、統制を強めようとしたとしても、このような自由貿易は新技術によって今後も推し進められていけよう。自由貿易・投資の未来は、一部には、どれだけ貧困国と富裕国の格差を縮めることができるかにかかっている。自由化は、継続的なプロセスとしてではなく、小さなステップの積み重ねで行われてきた傾向があるが、一国によるイニシアチブがしばしば他国によって模倣されてきた。同様に、一国が自由貿易から後退すれば、これもまた危険な前例を作ることになりかねない。繁栄の共有・持続のための新 ASEAN・EU パートナーシップ は、開発水準の異なる経済間の統合は、自由化と協力をうまく混合することで相互利益をもたらすことができるという好例になりえる。

---

国外消費（ある加盟国の領域における他の加盟国のサービス消費者へのサービス提供）、商業拠点（ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供）、人の移動（ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域内における自然人を通じてのサービス提供）。

<sup>8</sup> [訳注] Everything But Arms。国連が認める後発開発途上国（Least Developed Countries / LDCs）産の武器・軍需品を除く全輸出品目について、関税ならびに数量割当制を全面的に撤廃するEUのイニシアチブ。

## 第3章

### ASEAN・EU 自由貿易協定 (FTA)

#### A. FTA の主な潜在的利点の要約

##### 定量調査

3.1 ビジョングループの委託により経済予測・国際情報センター (CEPII<sup>9</sup>) が実施した定量調査は、ASEANとEUとの間の自由貿易協定 (FTA) がもたらしうる成果を評価したものである。複数国・複数部門の一般均衡モデルをベースとしたこの調査は、部門別のものを含む生産、貿易、福利への影響の深層分析 (GTAP<sup>10</sup>とITC<sup>11</sup> のデータベース<sup>12</sup>を利用) を行い、製品への関税撤廃 (センシティブな製品を含む場合と含まない場合の両方) やサービス部門の自由化、ASEANとEUが第三者と他のFTAを締結した場合など、様々なシナリオが検証された。

3.2 定量調査の主な結果は以下のとおり：

- i. CEPII が実施した他のシミュレーションと比べると、上記のようなシミュレーションでは、個々の ASEAN 加盟国間に差がみられ後発開発途上国では利益はあまり大きくないものの、ASEAN 全体に生じる利益は非常に大きく、2020 年に GDP の 2% を超えると予測される。従って、この潜在的な協定は、他の貿易自由化イニシアチブと比較して、貿易、生産、福利に大きな影響を及ぼすと思われる。EU に生じる利益も明らかに増加方向にはあるものの、ASEAN と EU には経済格差があるため、その規模は ASEAN に比べると小さい。
- ii. 利益の大半 (ASEAN に生じる利益の 4 分の 3) はサービス自由化に関連付けられ

<sup>9</sup> [訳注] Centre d'Etudes Prospectives et d'Informations Internationales

<sup>10</sup> [訳注] Global Trade Analysis Project

<sup>11</sup> [訳注] International Trade Center (国際貿易センター)。ITCはUNCTADとWTOが合同運営する。

<sup>12</sup> これらのデータ出所によれば、各加盟国のすべてのデータが入手可能なわけではない。

[訳注] 世界 45 の国・地域について、50 の産業をカバーするデータベースで、国際機関や各国政府機関が広く利用していると言われる。

ている（サービスにおける貿易障壁が50%削減されると仮定した場合）。サービス自由化も含むすべてのシナリオが、協定に参加するすべての国の福利改善と関連している。

- iii. EUとASEANが第三国とFTAを締結することで、二者間のFTAの効力が増幅される。ASEAN・EU間FTAの全体的な利益は、EU・メルコスールFTAやASEANが現在他の先進国と交渉中のFTAと同時に実現するという環境では、より強いものとなる。

## 定性調査

3.3 ビジョングループは定性調査も委託したが、これはASEAN・EU・FTAの両地域への潜在的な貿易・投資の影響を特定するもので、リメリック大学（アイルランド）とフランス国際関係研究所（IFRI<sup>13</sup>）が共同実施した。財・サービス・投資の自由化の効果のほか、非関税障壁やSPS措置<sup>14</sup>、TBT措置<sup>15</sup>などのルール強化の効果、貿易円滑化や政府調達、競争、知的財産権など協定で考えうる規定の効果などを評価している。さらに同調査では、後発開発途上国の特有のニーズを評価し、特に協力を強化する優先分野を提案している。

3.4 同調査は、FTAは一般に、プラス・マイナスの影響や、静的・動的な影響など幅広い効果を生み出す可能性があると結論付けている。現在EU・ASEAN間の貿易と投資を阻害している障害の性質や既存の地域間フローの特性から見て、ASEAN・EU間FTAが創設されたと仮定した場合、予期されている幅広いプラス効果が実現する確率は高いと考えられる。結果として、ASEAN・EU間FTAの経済的意義には無視できないものがあるとみられる。

3.5 EUとASEANの間の製品貿易は比較的、従来からの障壁による制約は少ない傾向にある。タリフピーク<sup>16</sup>が依然として優勢な一部の限られた数のセンシティブ分野以外につ

<sup>13</sup> [訳注] Institute Français des Relations Internationales

<sup>14</sup> [訳注] Sanitary and Phyto Sanitary Measures( WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」)。

<sup>15</sup> [訳注] Technical Barrier on Trade ( WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」)。

<sup>16</sup> [訳注] 一般に関税の水準が低い中、特にセンシティブな製品にかけられる比較的高い関税を指す。開発途上国では、最も重要な関税は現在比較的低く設定されている場合が多いが、政府がセンシテ

いては、関税はEUとASEANの間の貿易に対して最も重要な障壁とはなっていないようである。そのため、関税をさらに取り除いた場合、農業や自動車など高関税分野では比較的大きな利益が見込めるものの、一般的にはそれほど大きな利益は望めない。さらに、地域間貿易をより発展させる機会が、貿易が完全に制限されていたり、厳しい要件が課されているなど、より制約が大きいサービス部門で主に見込まれる。

3.6 両地域間の貿易・投資関係は均整がとれていないことが分かる。定性分析では、ASEANはより製造に関与している一方、EUでは知識基盤型サービスで比較優位性を有しており、複数の産業で両地域間に貿易補完性が存在することが分かっている。

3.7 そのため、ASEANの成長を押し上げ、EUでのプレゼンスを高めるような協定に、両地域間の外国直接投資のフローを双方向で拡大するものとして余地がある。ただしこの場合、両地域ともに非関税障壁（NTBs<sup>17</sup>）が貿易障壁として重要性が高くなっており、これを除去することで最も大きな利益が望める。NTBsには様々な形態が考えられる。ASEAN諸国にとっては、技術規格と技術的要件がEUに輸出する際の主な障害である。EUでは安全性要件と環境要件が厳しく、開発途上国にはこれら要件を満たすのが困難な場合が少なくないことから、貿易障壁となりえる。また、ASEAN諸国の関心が高いセンシティブな一部の農業製品に対しては関税割当も存在する。EU加盟国にとってのASEAN諸国との貿易・投資における主な障害は、サービス分野での制限、特に外国資本による所有権や、特定産業分野を支援することを目的とした加盟国の政策に集中する傾向にある。

3.8 経済的な議論に加えて、戦略的な要因もまたASEAN・EU間FTAを推進する動機として高く位置付けられる。EUにとっては、経済的には、世界で最もダイナミックな市場（特にサービス活動）においてEU企業のプレゼンスを高めることが主な目的であるが、それだけではなく、直接投資や知的財産保護、その他の規制分野で、より安定した予測可能な枠組みを確保することも重要である。さらに、東アジアでは現在、積極的にASEANを関与させた複数の経済パートナーシップ協定が交渉中であり、アジア諸国間のFTAで貿易転換効果<sup>18</sup>が生じる可能性をあなどることはできない。従って、EUには、不利益待遇の

---

ィブとみなす一部の製品は国内生産者を保護するため、高関税が維持されているケースが多い。工業国では、関税が15%以上の場合にタリフピークとみなされるのが一般的。

<sup>17</sup> [訳注] Non Tariff Barriers

<sup>18</sup> [訳注] 貿易の自由化により、域外の低コスト生産国からの輸入が域内の輸入に代替される効果を指す。

可能性を回避するためというASEANとの交渉を開始する強い理由があり、これによりASEANとのFTAを推進しない場合に発生する戦略上のコストを除去することができる。

3.9 ASEANにとってEUとの協定は、前述のとおり、ASEANの主要輸出市場の1つとなっているEU市場へのアクセスを確保し、特定の有望部門でのプレゼンスを高める機会である。そのうえ、こういった協定は構造改革への着せないし続行に対し強力なインセンティブとして働くことから、ASEANが中国との競争に対峙するには不可欠な競争力強化や外国直接投資誘致に役立つと考えられる。ASEANにとって、EUとの交渉に携わることは、中国との競争戦略において重要な要素となりうる。

3.10 ASEAN後発国に対する現行のEUの特恵制度(前述EBAおよびGSP<sup>19</sup>)においては、その特恵が損なわれるリスクはある。しかしながら、EBAの制度で与えられている特恵待遇はあまり活用されていないため、その影響はあまり広範囲には及ばないとみられる。

3.11 潜在的な協定の対象範囲や形態について、定性調査では、EUのASEANとの関係はメルスコールや地中海諸国との関係とは異なると判断している。ASEANはこれらの地域と異なり、先進国と後発開発途上国の両方を内包した極めて異質な国々で構成された経済圏である。そのため、潜在的なASEAN・EU協定は、国によって経済面の関心事が異なる点や現状に適應させた多相的なものとする必要がある。こういったことは、より後発のASEAN諸国には特恵待遇が必要であり、協力が重要な役割を果たすことを意味している。

3.12 定性調査では、パートナーシップは「協力」「円滑化」「自由化」の3つの目標を基盤に強化できることが示されている。

3.13 協力と円滑化に関しては、潜在的なASEAN・EU経済パートナーシップは、標準的な自由化規定に加えて、技術支援とキャパシティビルディングの措置にまで及ぶべきで

---

<sup>19</sup> [訳注] Generalised System Tariff of Preferences (一般特恵関税制度)。1968年に、工業国がすべての開発途上国に対して自主的に貿易特恵を与えるGSPの創設がUNCTADによって提唱され、1971年に欧州共同体(当時)が世界で初めて導入した。1995年以降、数量規制は完全に廃止されており、EU市場における製品の「センシティブティ」によって決まる特恵関税がこれにとって代わった。EUのGSPでは所定の品目に関して、最恵国(MFN=Most-Favored-Nation)協定税率を引き下げて適用する形で特恵待遇を与えている。具体的な適用税率は個々の品目がどの程度センシティブであるかによって変わってくる。

ある。後発開発途上のASEAN諸国については、自由化の協定交渉に着手する前に、協力とキャパシティビルディングに焦点を当てることが1つの選択肢として考えられる。EU・ASEAN地域間貿易構想（TREATI）<sup>20</sup>の既存制度を土台にし、TREATIの協力イニシアチブのカバー範囲を拡大することが可能である。

3.14 協力における優先分野は以下のとおり提案されている。

- 貿易円滑化措置（すでに TREATI で網羅）
- SPS（TREATI の農水産品に関する協力で網羅）および TBT に関する協力
- 知的財産権に関する協力（TREATI ではカバーされていない）
- 競争政策に関する協力（TREATI ではカバーされていない）

3.15 自由化に関しては、ASEAN・EU 協定は、財・サービス貿易のほか、投資、TBT、SPS、知的財産権に関する共通規約を含む非関税障壁（NTBs）のルールにも及ぶべきである。優先リストの中でも、簡潔で透明性があり自由度の高い原産地規則の定義の交渉が重視される。これについては、（ASEAN に対して EU の現行の GSP 制度下ですでに適用されている）地域累積原産の原則を踏襲することで、ASEAN 諸国間の統合強化に益するであろう。簡素なルールは貿易円滑化の努力を支えることになるであろう。

3.16 自由化については、明確な期限を設定した段階的なアプローチが奨励されるべきである。後発のパートナー国に対しては特惠待遇を付与するべきである。付随的な措置としては、交渉を容易にするため技術支援およびキャパシティビルディングの措置を含むほか、後発開発途上国による協定を導入する可能性があるが、国内法採択への支援や構造変化に伴う支援も考えられる。

3.17 グローバル経済の中で高まる国際的な投資フローの重要性にかんがみて、投資に関わる問題は国際貿易の交渉の一部とすべきである。

3.18 また、定性調査の委託先コンサルタントは、ASEAN 諸国のうち数カ国で発展水準が低いことや、ASEAN 地域では政府調達を経済・社会目標に対する政策ツールとして使

---

<sup>20</sup> [訳注] Trans-Regional EU-ASEAN Trade Initiative。貿易投資拡大の枠組みとして 2003 年 4 月に合意。

う伝統があることから、政府調達にデリケートな交渉問題になるものと見ている。ここでは、これまでの ASEAN の FTA では、政府調達問題を扱っていないことに注目しておきたい。つまり、政府調達に対するアプローチの可能性としては、ASEAN レベルで透明性に関する規定について合意する一方で、ASEAN 加盟各国が採択する市場アクセスに関するコミットメントについては、一部に特惠待遇を付与する方向性を維持することが考えられる。

## B. ASEAN・EU 間 FTA の交渉枠組み

3.19 以上のような 2 つの調査研究の結果に基づき、ASEAN・EU ビジョングループは、ASEAN・EU 間 FTA を創設することを勧告する。

### 目標

3.20 本協定は、両地域間の貿易・投資フローの促進と関係当事者間の経済統合の深化を目的とすべきである。本協定は貿易・投資の自由化の枠組みを設定し、相互の貿易・投資を適切な方法で多角化・増加させることによって新たな機会を生み出すものである。

3.21 本協定は、EU・ASEAN がともに完全にコミットしている WTO ドーハ開発アジェンダでの野心的な交渉結果を補完するものとなる。

### 原則

3.22 交渉は以下の原則に則って行われるべきである。

- i. 本協定は、包括的かつバランスがとれており、WTO のルール・義務と調和したものであること。

財貿易については、協定締結後 7 年以内に、貿易額と関税分類品目数（タリフライン）の 90% で関税を完全撤廃するという高い目標を置く。その他の製品については、一部自由化ないし、より長期での撤廃の対象とする。完全自由化の例外は最低限に抑え、双方で合意するものとする。

サービス貿易および投資については、協定は：



- (a) 相当数の分野をカバーするものとし、かつ
  - (b) 不利益待遇の全廃ないし、あらゆる不利益待遇を大幅に削減するを規定するものとする。
- ii. ASEAN・EU間の発展水準が異なることを考慮し、ASEANの開発途上国については、特惠待遇を付与し、協定実施についても優遇的な時間的枠組みを採択すべきである。
- iii. 協定は単一の取り組みを成すものであり、全当事者が不可分の総体として実施すべきである。交渉の体制は一部のパートナー国の直面する資源的制約を考慮して決定すべきである。

## 対象範囲

3.23 協定は、交渉時に明らかとなりうるその他の問題に不利益とならないように、以下の点を含むものとする：

- WTOにおける既存のコミットメントの水準を超える大幅な自由化を達成することを目的とし、適切なWTO規定と調和した財・サービス貿易の互恵的な自由化を、合意された時間的枠組みの中で段階的に実施
- 投資の自由化および円滑化と、外国投資のための資金移転の自由など不利益のない開かれた事業設立環境
- 貿易障壁の除去と、明確で安定しており透明性ある輸出者・輸入者・投資家に対するルール（特に貿易円滑化と税関およびその関連分野での取引コストの低下を目的とした規定を含む）ならびに規格、技術規則、適合審査手続き、衛生・植物検疫措置に関する規定の策定
- 貿易に対する制限措置や障壁となるいかなる措置についても、平等な立場での協議を通して決定するという保証
- 透明性の強化による政府調達の扱いや、複数国間ベースでの市場アクセスの機会改善

によって、全当事者間の開発水準の格差をかんがみた<sup>21</sup>実用的なアプローチを設定

- 知的財産権の適度で効果的な保護と施行
- 効率が高く強制力のある紛争解決メカニズムの設置
- 競争の分野における協力に対する効果的なメカニズムの設置
- 自由化措置と貿易ルールの強化は、持続可能な開発に関する協力など幅広い分野での経済協力を伴うべき
- 協定の交渉と実施を容易にし、すべてのパートナーが協定から十分な恩恵を受けられるようにするため、技術支援とキャパシティビルディングの措置を設定すべき

3.24 FTA 交渉の中では、関連措置は ASEAN の統合プロセスを支援・強化するためのものであるとみなすべきである。

## 交渉の構造と体制

3.25 交渉は 2 年以内に終結すべきである。交渉期間中の法文提示と市場アクセスに関するオファーに対する明確な時間的枠組みを示した作業プログラムを、初期段階において全当事者間で合意すべきである。

---

<sup>21</sup> マレーシアは、ASEAN・EU間FTAに関する交渉枠組みの対象範囲に政府調達を含むことを受け容れられないとの見解を示している。ラオスとミャンマーも、政府調達を含むことに対してマレーシアと同様の懸念を示している。

## 第4章

### ASEAN・EU 経済協力

4.1 ビジョングループのメンバーは、ASEAN・EU間の自由貿易圏創設だけでなく、特に貿易・経済問題に関連する戦略分野において協力を強化し、経済パートナーシップ強化の長期的効果を最大化して維持することも両地域にとって有益であると認識した。また、グローバル経済の中で相互依存が強まっていることを考え、この関係の潜在性を活性化するとともに、EUとASEANの両者が地域協力と統合へのコミットメントを具現化するパートナーシップの必要性を認識した。

#### 目標および原則

##### 目標

4.2 ASEANとEUとの間の強化されたパートナーシップの最終的な目標は、両地域の経済・社会領域における幅広くかつ包含的な発展を促進することにある。ビジョングループはまた、信頼とパートナーシップの精神を通して強化された両地域の繁栄の維持が、世界の貿易と投資の成長や、次世紀におけるより広い国際協力にも大きく貢献すると確信している。自由化は、共有された持続可能な発展の必要条件だが、それだけでは不十分である。自由化と統合から得られうる利益を実現し、吸収するには、平等な立場での交渉が必要である。

4.3 それゆえ、新ASEAN・EUパートナーシップには、開発途上国が新たなパートナーシップの利点を自主的に十分活かせるようにすることを目指した拡張された協力プログラムを含むべきである。以下に示したような相互協力の原則と地域協力の優先事項、具体的な支援分野には、両地域の持続可能な発展において、経済発展、社会的発展、環境保護が相互に依存しあっているという我々の固い信念が明確に表れている。

## 原則

4.4 パートナーシップを意義あるものとするため、以下の根本的な原則に沿って展開・実施するべきである。

パートナーの開発ニーズ、優先事項、戦略をお互いに認識する。協力の取り決めでは、地域的な側面を強調する一方で、人的資源開発や技術支援、キャパシティビルディングを通して加盟国間の発展格差を縮めることを目指し、各国の発展と統合の水準が異なる点を考慮に入れなければならない。

パートナー間の平等な待遇と、開発戦略および地域統合へのコミットメントを提供する。各国が協力プログラムに対する所有権を行使し、より長期的な強化された関係にコミットしなければならない。

実用的かつ柔軟なアプローチを採用する。協力の取り決めは柔軟性を持たせて立案し、各国が経済パートナーシップを実施する能力と、パートナーシップから利益を得る能力を強化できるよう、各国特有のニーズに最も即した問題を取り扱えるようにする。

既存のイニシアチブに立脚する。既存の協力メカニズム<sup>22</sup>とイニシアチブを継続性と効率を確保するための足場として十分に活用する。

可能な限りの対話を行い、お互いの義務を認識する。パートナーはお互いに、共通の問題や関心事への相互理解を深める義務を負い、そのために一層の情報交換と対話の努力を行う。

---

<sup>22</sup> 2つの重要なメカニズムとして、貿易・投資のあらゆる問題に関する対話のための枠組みを設定した「EU・ASEAN地域間貿易構想(Trans-Regional EU-ASEAN Trade Initiative/TREATI)」と、貿易・投資以外のあらゆる問題に関する対話の枠組みを提供する「欧州共同体・ASEAN地域対話インストゥルメント」(Regional EC ASEAN Dialogue Instrument/READI)がある。そのほか、ASEAN諸国との二者間協力、EU・ASEAN協力協定での協力プログラムがある。

## 地域協力の優先事項と支援分野

### 優先決定の基準

4.5 これらの指針的な原則を補強するため、ASEAN・EU 経済 パートナーシップ下の協力プログラムと活動に、その影響力と実現可能性によって優先度を付ける。協力プログラムと活動は ASEAN・EU 間 FTA を支える結果を生み出すものであり、上記 4.2 で述べた ASEAN・EU 経済関係の中核的目標と調和したものでなければならない。さらに、これらは、パートナーのコミットメントの強さや支援の効果の高さなど、実施が成功する可能性の高さに基いて選定されなければならない。

### 戦略的優先事項

4.6 パートナーシップを強化するに当たり、ASEAN と EU との間でアジェンダを共有し、活動計画を合意するための戦略的優先事項に焦点を置くものとする。これらの優先事項には以下の点を含むものとする：

地域の安定と統合をサポートする。 各国が経済統合深化という挑戦に対応し、新たな国際貿易の環境に徐々に適応できるようにする。

地域貿易・投資を促進する。 民間部門にとって好ましい投資環境を創出し、ダイナミックで存続可能、競争的な民間部門を開発する。

開発途上国の発展を促進する。 医療、教育、訓練を中心とする主要社会インフラを強化することにより、両地域の開発途上国の経済的展望を改善する。

特定部門における対話を活性化する。 各国の統合を促進するため、貿易関連や、農業、科学技術、エネルギー、環境などその他経済分野における協力を強化する。その他の社会的、文化的、行政上の開発要素も優先事項に取り入れる。

## 特定の支援・協力分野

4.7 これらの戦略的優先事項に関連し、以下の点を協力の先行分野とする（ビジョングループの討議で各分野について挙げられた具体的なアイデアをカッコ内に示した）。ただ、これらは適切な ASEAN・EU 協力メカニズムによって、さらに内容を詰め、見直す必要がある。

- 貿易・投資の円滑化と促進
  - 税関手続き・行政手続きの標準化と簡素化
  - 法的枠組みとベストプラクティスに関する情報交換
  - 専門職能力と行政能力の強化
  - 情報通信技術の活用
  - 中小企業の協力を含む企業部門の連携と対話
  
- 基準・適合性審査
 

衛生・植物検疫措置（SPS）や、以下の分野等を含む貿易の技術的障害（TBT）の問題：

  - 規格と技術要件・規制の調和
  - 相互認証協定の開発と実施
  - 認定、試験、認証、検査、上市後サーベイランスなどの技術的インフラの強化
  - 産業、特に中小企業におけるグッドプラクティス（GMP<sup>23</sup>、HACCP<sup>24</sup>、GHP<sup>25</sup>、GAP<sup>26</sup>など）の利用促進
  
- 効率的なサービス部門の開発
  - サービスに関する交渉におけるキャパシティビルディング
  - 規制改革とその実務に関する情報交換

---

<sup>23</sup> [訳注] Good Manufacturing Practice（適正製造基準）

<sup>24</sup> [訳注] Hazard Analysis Critical Control Point System（危害分析・重要管理点方式）

<sup>25</sup> [訳注] Good Hygiene Practice（適正衛生規範）

<sup>26</sup> [訳注] Good Agricultural Practice（適正農業規範）

- 機関間協力
  - 開発・地域統合に関する政策を策定する機関間の協力（情報交換、経験共有、技術支援）
  - 人的資源開発のための部門別機関（デザインセンター、技能開発センターなど）の設立
  - ASEAN 事務局と欧州委員会との協力
  
- 特定分野での協力
  - 農業（食品・飲料加工、農業機械・製品の輸出・製造）
  - 水産業（水産資源管理の改善によるキャパシティビルディング、研究者・スペシャリストの訓練、水産資源の開拓・保護における技術移転、水産部門における情報・経験交換）
  - 森林業（持続可能な森林植林・開拓の促進）
  - 持続可能な観光業
  - 科学技術（訓練・交流プログラム、共同研究開発の強化、ASEAN・EU 技術センター）
  - 情報通信技術（規格、接続互換性、通信システムの開発・調和、インターネットエクステンジおよびインターネットゲートウェイ、サイバーセキュリティ、電子商取引、電子政府、キャパシティビルディング、インターネットガバナンス）
  - 知的財産権（施行に関するものも含めた政策上・技術的経験の共有、知的財産関連のキャパシティビルディングにおける協力）
  - 金融協力（資本市場開発や資本取引自由化、政策調整、構造改革、経済監視など、金融・財政統合の経験共有）
  - 採鉱・エネルギー（エネルギー効率、原油・天然ガス、発電・電力供給）
  - 運輸（キャパシティビルディング、情報交換プログラム、空・海・都市・マルチモーダルなど多様な交通モードにおける協力・協定の強化）
  - 製造（自動車、医薬品、石油化学、食品加工）
  - 持続可能な開発に関する協力
  - 競争政策（あらゆるステークホルダー間の対話、法律・政策・行政組織などのキャパシティビルディング、比較調査研究）
  - 教育（ASEAN・EU 大学ネットワークプログラムの拡張、EU による ASEAN で

の教育サービスへの協力的投資の促進、ASEAN・EU 大学の設立、職業教育・訓練の開発)

## 実施戦略： SEOM・EU 協議の役割

4.8 ASEAN・EU高級経済事務レベル会合 (SEOM・EU<sup>27</sup>) は、具体的な活動内容、ターゲット、優先事項を設定した 2~3 年ごとに詳細作業プログラムを策定する適切なメカニズムを確立する。SEOM・EUはこの作業プログラムを最終的に確定させ承認する。

4.9 SEOM・EU はまた、強化された ASEAN・EU パートナーシップの目標と優先事項が ASEAN 経済相・欧州委員会通商担当委員会議の全体の枠組みの中で確実に達成されるよう、作業プログラムの実施や他の貿易関連イニシアチブを監督・調整する任務を負う。さらに、進捗状況を監視・評価し、必要に応じて適切な追加修正に関して指針を提供する。

---

<sup>27</sup> [訳注] The Senior Economic Officials of ASEAN and the EU



## 第5章

### ビジョングループの勧告

5.1 これまでの章で論じてきた様々な理由から、ビジョングループは、是非ともこの EU・ASEAN 経済パートナーシップをより高いレベルへと引き上げるべきという堅固な見解を有している。強化されたパートナーシップは相互に利益をもたらすものとなり、また ASEAN の統合プロセスを支えるものとなるであろう。また、EU・ASEAN 両者が通商政策の中で最優先事項とみなしているドーハ開発アジェンダ交渉の締結を補うものとなるであろう。すべての当事者にとって利益が最大化されるよう、経済パートナーシップの強化は以下の2つの柱に基くことをビジョングループは勧告する：

- i. *WTO ルールに沿った FTA*：ビジョングループは、FTA を幅広い貿易関連分野を網羅した包括的なものとすることによって、EU・ASEAN の経済的利益が強化されると考える。これに関連し、ビジョングループは将来的な交渉は、本報告書の第3章セクション B で勧告した原則と範囲に沿って進めることを勧告する。
- ii. *ASEAN・EU 経済協力のさらなる拡張*：このような協力は現行の TREATI のイニシアチブを補完し、かつこれを超えるものとするべきである。特に、ASEAN 統合プロセスの支援、また ASEAN の後発開発途上国が自由化への挑戦を乗り越えるのを支援することに焦点を当てたものとなろう。ビジョングループはその協議において、本報告書第4章セクション 4.7 に掲載したとおり、広範な ASEAN・EU 経済協力分野を特定した。ビジョングループは、EU と ASEAN が今後 2～3 年に焦点を集中させるべき優先的活動を特定することを勧告する。

5.2 ビジョングループは、FTA 交渉を含む ASEAN・EU 経済パートナーシップの強化への取り組みは、政治的に重要な決定であることを認識している。EU・ASEAN 両者がそれぞれの組織関係者や政治的リーダーと協議する必要があるだろう。こういった協議ではまた、将来的な交渉の最適な構造やタイミング、時間的枠組みを、ASEAN 加盟国の経済状況の多様性を考慮しつつ検討すべきである。